

じょうほうほしょう
情報保障について

ぎろん じこう
【議論いただきたい事項】

- じょうれい こっし あん もと いか ないよう も こ そうてい
条例の骨子(案)に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。

しょうへき じょきよ
(障壁の除去)

- 1 けん しょうがい ひと じょうほう しゅとくおよ い しそつう
県は、障害のある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするため
ひつよう しえん おこな
に必要な支援を行うものとする。
- 2 けん しえん おこな ぼあい しょうがい とくせい おう たよう たいおう ひつよう
県は、支援を行う場合は、障害の特性に応じた多様な対応が必要である
ことを認識し、しょうがい とくせい はいりよ おこな
ことを認識し、障害の特性に配慮して行うものとする。

じょうほうはっしんとう
(情報発信等)

- 3 けん しょうがい ひと けんせい かん じょうほう すみ え
県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよ
かのう かぎ しょうがい ひと はいりよ けいたい しゅだんおよ ようしき じょうほう
う、可能な限り、障害のある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報
ていきよう おこな
提供を行うものとする。
- これについて、ごいけん
御意見はありますか。